

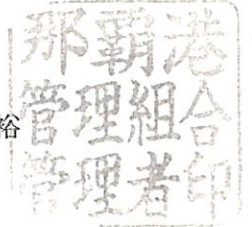


那港総管第 833 号

令和 3 年 12 月 24 日

那覇港浦添ふ頭港湾施設利用関係各位

那覇港管理組合  
管理者 玉城 康裕



那覇港浦添ふ頭ゲート管理に係る通行証の発行依頼について

みだしのことについて、那覇港浦添ふ頭では、かねてより釣り人や中高生など港湾関係者以外の者が出入りすることによる荷役業務等港湾事業への支障、安全上の懸念といった問題が生じており、また防犯対策強化にもつながる対応として、下記のとおり浦添ふ頭のゲート管理を実施する予定としております。

つきましては、通行制限に伴う渋滞等を緩和し円滑な道路交通を確保するため、浦添ふ頭地区利用の各事業者において通行証を作成・発行し、当該ふ頭利用者が使用する車両のフロントガラス面への掲示により、通行制限を最小限にしスムーズな車両通行を維持したいと考えており、別紙様式による通行証の発行手続きを行っていただきたくお願い申し上げます。

記

1. 施設の場所

那覇港浦添ふ頭地区

2. ゲートの管理方法

- ・第1ゲート 常時開放（常時立哨警備）
- ・第2～第4ゲート 常時閉鎖を基本とする
- ・第5ゲート ~~平日及び祝祭日~~ 8:00～18:00 開放（立哨警備） ※~~土~~日は閉鎖  
日曜日以外 7:00

3. 新たなゲート管理（上記2）の開始予定日

令和4年2月1日（火）～令和4年3月31日（木）（試験運用）

※ 本格運用は、上記試験運用の状況をふまえ、以後の実施について検討していくこととする。

4. 通行証発行の要領等

- (1) 通行証発行の対象は、浦添ふ頭を使用している事業者であって、当該事業者の業務上通行が必要な車両、当該事業者の従業員車両、業務上の関係業者等で一定の通行が見込まれる車両などです。それぞれ各事業者において、通行証が必要と思われる車両を各自ご判断のうえ、適宜ご発行ください。なお、自転車については通行証不要の扱いとします。

(2) 通行証は、ゲート通行時にスムーズに通過できるようにすることが目的ですので、なるべく目立たせるよう、用紙の色を黄色（なるべく薄黄色）、文字色は黒と指定いたします。

なお、通行証を掲示する際は、ダッシュボード（フロントガラス面）中央部分など、立哨警備員から見やすい位置に置くようにしてください。

(3) 通行証の発行を行いましたら、発行車両すべてについての通行証発行リストを作成していただき、ファックスにて那覇港管理組合管理課あて提出してください。なお、リストに追加・変更があった場合は、適宜（数件または数週間程度でまとめて）更新または追加として報告ください。

（那覇港管理組合管理課 FAX 番号：862-4247）

〈通行証等の様式電子データについて〉

浦添ふ頭通行証及び通行証発行リストの各様式（Excel ファイル）は、年内にホームページに掲載を予定しておりますが、特定の方だけが入手できるようパスワード管理することといたします。

下記に当該パスワードを表記いたしますので、通行証発行業務に関係しない方や外部の方に知られることがないように、取り扱いにご注意いただくようお願いいたします。



## 5. その他

(1) 通行証を持っていない方については、ゲート前にて警備員が会社名、用務等を確認し、関係者のみ通行させるような対応をとりますので、当該ゲート前の一旦停車について、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 上記のゲート管理の運用については、現時点で予定している日時、曜日、時間等であり、今後の調整状況その他の諸事情により変更となる場合もあり得ることをご承知おきください。

(3) 当該ゲート管理と併せて、臨港道路上へのシャーン仮置き場の運用開始も同日で行う予定としております。シャーン仮置き時には、車両の出入りやシャーンの間からの飛び出し等、危険度が一層高まることが予想されます。安全運転へのご協力をお願いします。

### 【添付書類】

- (1) 浦添ふ頭通行証（様式）
- (2) 浦添ふ頭通行証発行リスト（様式）
- (3) 浦添ふ頭ゲート警備配置計画平面図

那覇港管理組合

総務部 管理課 管理班

担当：照屋

Tel:098-862-2328

Fax:098-862-4247